

権利擁護サポートセンターだより

水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター広報紙 第12号

● 1月から3月にかけて、様々な学習会を開催しました！

1月から3月にかけて、以下の学習会を開催いたしました。

新型コロナウイルスの感染者が増えていた時期でありましたが、会場の常時換気、消毒液・アクリル板の設置、座席間隔を空ける等、感染症対策を講じて実施しました。

- ・ 1月18日（火） 市民後見人養成講座フォローアップ研修
- ・ 2月 7日（月） 水戸市住民向け学習会
- ・ 2月10日（木） 人が集まるチラシの作り方講座
- ・ 2月15日（火） 小美玉市住民向け学習会
- ・ 3月 1日（火） 城里町住民向け学習会



詳細は
別紙報告書
をご覧ください！

● 「茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会」が開催されました！

2月22日（火）、水戸市が主催で「令和3年度第2回茨城県央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会（以下、協議会）」がオンラインで開催され、本会職員も参加しました。協議会には、11の関係団体（権利擁護サポートセンターだより10号参照）、連携市町村及び連携市町村社会福祉協議会等が参加しました。

今回の協議会では、1月までの今年度事業報告、来年度の事業計画の他、受任者調整会議のあり方について話し合われました。その中で、令和4年度より本会が事務局となり、受任者調整会議を開催することが決定いたしました。

受任者調整会議は、成年後見制度を必要としている方の特性や生活課題等に対して、最適な支援者（後見人等）を選ぶための会議です。現段階では、首長（市町村長）が後見等開始の申立てを行う前に受任者調整会議へ諮り、決定した方又は法人を後見人等候補者として、家庭裁判所へ申立てする流れを想定しております。



受任者調整会議の委員は、学識経験者、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等）で構成し、時には普段から本人と関わりのある福祉や医療関係者にも参加していただく予定です。

また、適切な支援者（後見人等）には、委員になっている

専門職の他、本会主催の「市民後見人養成講座」を修了した『市民後見人』や、社会福祉法人やNPO法人が行っている『法人後見』等が候補者として推薦される見込みです。詳細については次年度以降にお知らせいたします。

● 市民後見人養成講座修了生の田尾文義さん（東海村）より、『終活新聞』をご提供いただきました！

平成30年度市民後見人養成講座の修了生である田尾文義さん（東海村）より、『終活新聞10号』をご提供いただきました。老後に備えての準備や手続き方法について記載されていますので、ぜひご覧ください。

田尾さんは、普段は行政書士として、地域の方から遺言や相続、空き家問題等、様々な相談を受けている他、終活をテーマにした新聞の発行や講演会等での啓発活動を行っています。また、東海村社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の生活支援員としてもご活躍されており、認知症や障害がある方がより良い生活が送れるよう支援されています。

● 「サポート詐欺」にご注意を！

パソコンやスマートフォンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」等の偽警告画面や偽警告音が出て、それをきっかけに電話をかけさせ、有償サポートやセキュリティソフト等の契約を迫る手口、いわゆる『サポート詐欺』に関する下記のような相談が全国の消費生活センター等へ寄せられています。

【相談事例】

- ・ 警告画面や警告音がきっかけで電話したところ、ウイルスの除去費用等を請求された。
- ・ 次々に料金の支払いを要求されて、プリペイド型電子マネーで支払ってしまった。



近年では年間5000件以上の相談が寄せられており、最近ではプリペイド型電子マネーによる支払いが急増していたり、高齢者からの相談も増加しているということです。



警告画面や警告音が出て慌てずに、自分でパソコン等の状態を確認し、自分で判断できない場合には、周りの人へ相談しましょう。くれぐれも画面に掲載されている連絡先に電話しないようにし、不安に思った場合には、**消費者ホットライン「188（いやや!）」**番へ相談しましょう！

● 受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和4年2月末日現在

- 法人後見現受任件数 25 件：水戸市社協 16 件，ひたちなか市社協 3 件，東海村社協 6 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11			11
	笠間市	1			1
	小美玉市	2			2
	大洗町	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	3			3
東海村社協	東海村	3	3		6
合計		22	3	0	25

- 法人後見監督現受任件数 1 件：水戸市の市民後見人の後見監督 1 件
- 水戸市社協の延べ受任件数 26 件， 1 件審判待ち

発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001

E-mail：kenriyugo@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



ホームページ
QR コード

令和3年度

「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を開催しました

令和4年1月18日（火）、水戸市福祉ボランティア会館にて市民後見人養成講座修了生のスキルアップを目的とした「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を開催しました。平成30年度修了生のほか、連携市町村担当課の職員や、連携市町村社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当など24名の方が参加し、講師に茨城県社会福祉士会会長の竹之内章代氏を招いて、「支援記録の書き方」をテーマにご講演をいただきました。



研修前半の講演では、「支援者として何をしたのか、本人からどのような反応があったのか、記録は、支援の考察や分析の根拠となる大事な情報となること」、「支援者は本人を取り巻くネットワークのなかで支援をしている。私たちの書く記録は個人情報が多いため、権利や利益を守る必要があること」、「記録が読まれ活用されるために留意すること」等、記録の目的と意義、個人情報保護に関すること、記録の書き方についての話がありました。

新型コロナウイルスの感染者が増えていることから、会場の常時換気、消毒液・アクリル板の設置、座席間隔を空ける等、感染症対策を講じて実施しました。



研修後半では、グループに分かれて、支援の事例を基に演習を行いました。参加者同士の意見交換は、個々の支援における記録の書き方を振り返るきっかけとなり、今回の研修を通して、記録のスキルを向上させることで、より良い支援につながることを再認識することができました。

令和 3 年度 定住自立圏成年後見支援事業

水戸市成年後見制度住民向け学習会を開催しました

令和4年2月7日（月）、水戸市役所本庁舎にて成年後見制度住民向け学習会を開催しました。当日は、水戸市民 44 名のご参加のもと、講師に法テラス茨城の大塚喜封弁護士を招いて、「知って安心！相続・遺言と成年後見制度」と題してご講演をいただきました。

新型コロナウイルスの感染者が増えていることから、会場の常時換気、消毒液・アクリル板の設置、座席間隔を空ける等、感染症対策を講じて実施しました。



講演前半は、「成年後見制度の目的」、「申立方法」、「後見人等の職責」や「どのように選任されるのか」、また「誰が後見人等になるのか」、「成年後見人等の報酬」等、成年後見制度の概要と、相続・遺言については、「どのようなものが遺産になるのか」、「法定相続分とは何か」、「相続法の改正で変わったポイント」、「自筆証書遺言の保管制度」等の話がありました。

講演後半では、エンディングノート活用の大切さについて、法テラス業務と無料法律相談の申し込み方法についての説明がありました。

講演では、身近な事例を交えたクイズも出題され、参加者から「制度について理解が深まった」、「後見制度の必要性、メリットも分かった」、「申立ての流れが具体的にイメージできた」といった声があがるなど、制度についての理解を深めることができました。



質疑応答では、参加者から「どのようなことをきっかけに成年後見制度の申立てを考えるのか」、「成年後見制度が普及されていない原因とは何か」、「成年後見人等が家庭裁判所に提出する後見事務報告書について、親族は確認することができるのか」、「親族が複数で成年後見人等に選任されることはあるのか」、「相続人の範囲はどこまでか」等、一歩踏み込んだ内容の質問があがりました。



人が集まるチラシの作り方講座を開催！

令和4年2月10日（木）、オンラインにて成年後見制度に関するチラシを作成する際のスキルアップを目的とした「人が集まるチラシの作り方講座」を本会権利擁護サポートセンターが主催で開催しました。

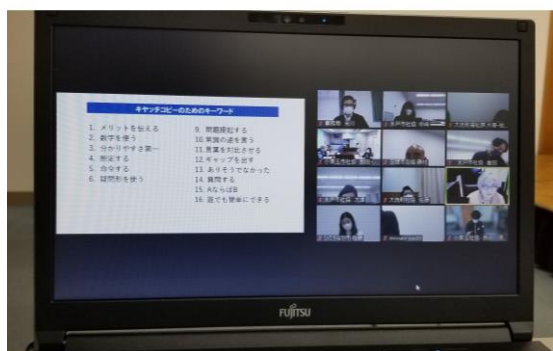
講座には、茨城県央地域定住自立圏域内の市町村及び、市町村社協職員16名が参加し、チラシマイスターのナミキセツコ氏をお招きし、企画の重要性やチラシを手にとってもらうコツについて学びました。今回の講座では、参加者が作成したチラシについて講師の添削が受けられる特典もありました。講師の作成した見本は、より集客力を感じるチラシになり、チラシを見た参加者からは、「この学習会に行ってみたい！」、「この窓口へ相談してみたい！」という気持ちになる」との感想があがりました。

～企画とチラシは表裏一体～

講座では、「何のために」、「誰のために」開催するのかを考えるなど企画が大切である、対象者に適した場所や日時を選び、対象者に響くようなイベントタイトルを考えることが必要である。実例として、「講座名」や「団体名」がタイトルとしてそのまま使われていることが多く見受けられるが、「参加すると何を得られるか」や、「知っておかねば！」という好奇心を訴求するキャッチコピーを用いることで、より手にとってもらいやすいチラシになるとの話がありました。



チラシマイスター
ナミキ セツコ 氏



オンラインでの講座の様子

～チラシのデザインの基本を知る～

横書きのチラシの場合、人の視線は左上から右下に向かって「Z」に読むことを意識してチラシを作成する。必要な情報を整理し、文字はチラシの全体6割で作成すると読みやすくなる。また、行間や余白、フォント、色によっても、読みやすさだけでなく、イベントや窓口に対するイメージも変わるため、そのチラシに適したものを選択し、作成することが必要である。

また、同じような分野の「いいな！」と感じたチラシを参考に作成することも上達の極意であるとお話がありました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。

小美玉市成年後見制度住民向け学習会を開催！

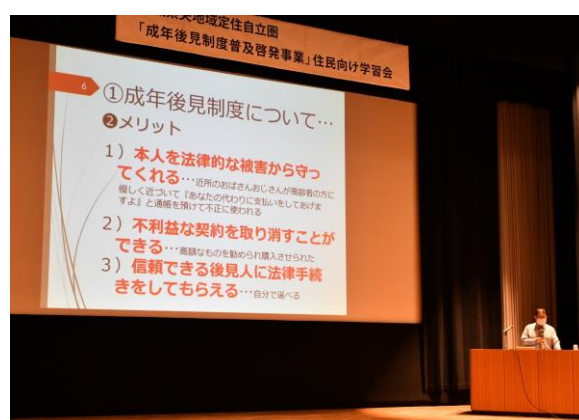
令和4年2月15日（火）小美玉市生涯学習センターコスモスにて、水戸市社会福祉協議会と小美玉市が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民や福祉事業所職員等26名が参加し、判断能力が低下した際や他界した際に備え、成年後見制度の概要の他、相続やエンディングノートの活用法について学びました。

講演 相続が争族にならないために！

～成年後見制度まで見据えた生活設計をしよう～

講師：宮田 久雄 ファイナンシャルプランナー（株宮田財務）

学習会では、「成年後見制度は、認知症等の判断能力が低下したご本人を、法律的に守ってくれる制度である。また、成年後見制度には、元気なうちから事前に契約しておくことのできる『任意後見制度』と、認知症になってから利用できる『法定後見制度』の2つの制度がある。成年後見制度を含めて、自分らしく生きていくために、今から将来のことを考えておく必要がある」との話がありました。



成年後見制度のメリットについて説明

また、『「相続は“生前”の対策で80%決まる』』とされている。相続は感情で左右されるとあるように、生前中に子から親へ財産の話をする、親は感情を害してしまうことも多いと聞く。相続をきっかけに残された家族が争うことがないようにするために、自身が中心となり、子と話し合いながら、相続税の節税や遺言など将来に向けて備えておかななくてはならない。」



“家族想いの人”になるために、今から行動を！

そして、「将来を考える際に、エンディングノートを活用して、財産をリスト化したり、自身に介護や医療が必要になった際の希望を書いておくことで、将来どのように過ごしたいか自身でまとめることができるとともに、家族へも伝えやすくなる。また、エンディングノートには、『大切な人へのメッセージ』を残すこともできるため、日頃からメッセージを記しておく」と良い」との話がありました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。

城里町成年後見制度住民向け学習会を開催！

令和4年3月1日（火）城里町役場本庁舎3階にて、水戸市社会福祉協議会と城里町が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民や福祉事業所職員等18名が参加し、判断能力が低下した際や他界した際に備え、エンディングノートを活用して、成年後見制度の概要、相続について学びました。

講演 相続が争族にならないために！ ～大切な人へのメッセージ～

講師 宮田 久雄 ファイナンシャルプランナー（株）宮田財務

＜判断能力が低下した方を守る“成年後見制度”＞

「成年後見制度は、認知症などにより判断能力が低下した方を法律的に支援してくれる制度である。

例えば、不要な契約をしてしまった場合や、遺産分割協議が必要になった場合に、本人に代わって、後見人等が契約を取り消したり、手続きしたりすることができる。元気である今のうちから、将来どのように、また誰に支援してもらおうかなど考えておくことが必要である」との話がありました。



2つの後見制度について説明

＜相続対策は“生前の対策”で決まる＞

『親が亡くなったが、相続税対策できることはあるか』とたまに相談があるが、すでに他界してしまっていると、対策できることはほとんどない。そのため、生前のうちに、相続税対策を考え、備えておく必要がある。

また、『相続をきっかけに家族の関係性が悪くなってしまった』という話をよく耳にするため、子などの相続人になり得る方と話し合っておくことも大切である」との話がありました。

また、エンディングノートについて、「もしものときのために、希望したいこと（治療やお墓等）や所有している財産等を書き残すことができ、記入者の気持ちや考えを家族や後見人等へ伝えることができるノートである。他界後に家族同士が争うことがなく、「家族想いの人であった」と振り返ってもらえるように、日頃から大切な人にメッセージを残しておくことが大切である」とのお話がありました。



事例から相続について学ぶ

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。

終活新聞

東海村中央公民館において地域の方々を集めて「相続と遺言」及び「おひとりさまの仕舞いかた」と題した講演会を開催しました。

コロナ禍の下での終活

新型コロナウイルスのパンデミックにより、色々な意味での自粛生活が2年以上にわたって続いております。収束がなかなか見えない中で、昨年の12月前後は感染者数が小康状態となり、茨城県内でも少人数の集会があらちちらで開かれております。

東海村においても昨年11月26日に南台の集会所（根本自治会長）において、11月27日には東海村中央公民館（大内伸二館長）において

「相続と遺言の基礎的な話」と題して講演会を開催いたしました。南台の集会所では25名の方が、東海村中央公民館では60名の方々がお集まりになりました。（部屋の都合でこれ以上の密は避けるために何人かの方には来場をお断りしなくてはならなかったとのことでした）又同公民館では12月4日に「おひとりさまの仕舞いかた」と題して2週続けての講演会となりました。



アンケート調査の結果、来場者のうち女性が60%、男性が40%。年代別では、40・50歳代が10%、60歳代が30%、70歳代以上が60%でした。コロナ禍の下ではこのような集会を開催するこ

とが難しかったこと、2025年を前にして、特定の地域・団地では住民の平均年齢が70歳に近くなっていることを背景として、今回の題材に高齢者の方がいかに関心を寄せているか、講演を行ったものとして強く感じるものであります。



関心が高まっている理由

新型コロナウイルスの感染者の報道が定時のニュースのたびにテレビで流れます。今日の県内の感染者は何人か。全国ニュースではどのような状況であるのか、どのように亡くなったのか、克明な映像が流れます。もはや日本国中いつでもだれでも感染者となるリスクと隣り合わせです。高齢の方、特に団塊の世代の方のお気持ちはいかにばかりかと思えます。

この世代の方々の多くは家族・親族、友人・知人を亡くした経験を持つてます。次は自分の番と思つてますが、時間も体力もまだ若干の余裕があるとも思つております。自分事としての将来を考えた場合、今のうちにやらなければならな

いことがあることも承知しております。ご自身（親がご健在の方はご自身が相続人として）の相続や葬儀、お墓について、ぼんやりとした中でも、具体的な手続き・方法をお考えではないか、私はそのように推察しております。

関心が高まっている理由は個人的なものもありますが、それはばかりではないと思います。パンデミックという特殊な状況下に今我々は置かれておりますが、これとは別にこの数十年で

家、家族、個人の考え方で社会の構造自体が急激に変化していることも要因ではないかと考えます。

社会構造の変化

1991年にバブルが崩壊してから30年が経ちました。負の遺産の整理がないがしろにされたまま、グローバル化の名のもとに郵政民営化、金融機関の統廃合、大規模店舗の進出等が

始まりました。それらのがとが積み重なった結果、政治・経済・社会の在り方が大きく変わりました。さらに口技術の進歩により産業構造が劇的に変化し、人と人の関わり、人と社会の関わりが良好な方向にも、悪い方向にも変わつてきました。最初は気づかない変化でしたが、30年後の今日振り返ると、大きく様変わりしたことに気づきます。

格差社会の拡大

バブル崩壊後、日本経済は低迷し、失われた30年と呼ばれるしております。社会・経済のグローバル化は、持つものと持たざる者との格差が拡大する30年でもありました。非正規雇用の割合は労働人口全体の40%となつており、雇用形態とそれに伴う収入の格差が拡大しております。雇用を生む企業の立地も一部の都市部に限られ、地方と都市部、特に首都圏の地域に人口が集中しており、行政サービスの首都圏と地方との格差も拡大しております。さらに深刻なのが少子高齢化人口減少問題です。若い人口が減つていく中で、地方においては限界集落がどんどん頭在化してきておりま

す。都市部においても自分

が住んでいる街や団地が、何年か後にはなくなるかもしれないのです。新型コロナウイルスのパンデミックはさらなる不安材料となつてます。

空き家、所有者不明土地の不安

たとえ親の家があるとしても、子供たちは自分で家を購入します。親子三世同居のケースはほとんどありません。親としては自分たち亡き後この家はどのようなのだらうかと考えます。子が遠くに住んでいる親にとつて先祖代々のお墓はどうするかと考えます。田や畑を相続した親は、自分たち亡き後どうなるのかと考えます。

空き家、所有者不明の土地に繋がる問題に、今は明確な答えはありません。

家族と「家」と「お葬式」と「お墓」

昭和22年から24年に生まれた団塊の世代以降の方々は、ニューファミリー世代とも呼ばれておりました。親と同居せずに核家族化し、家族ごとに家を購入しました。大正から昭和にかけて生まれた親の世代とは家族観、生活習慣がまるで違いました。ニューファミリーの暮らし向きが社会全体に大きな変化をもたらすし、（次ページに続く）

社会の動向を決めていったことは間違いありません。「家と嫁」の意識、男女の役割分担、旧世代の親との軋轢の問題等を抱えながらも個人の主張と権利を長い時間をかけて確立していきしました。(ニューファミリーと次の世代についても同じことが当てはまります)それが如実に表れるのが亡くなったときです。

社会構造の変化や格差社会の拡大により、死生観、葬儀やお墓の考え方が大きく変わってきております。これはあくまで平均の数字で、今後は家族葬や直葬などの規模の小さいものに細分化していく流れは止まらないと思います。団塊の世代以降の方の中にはご自身の最期の過ごし方や葬儀やお墓に関心の高い方がいます。ご自身のお葬式の式次第にこだわりのある方、舅姑と同じお墓に入りたくない方、夫婦2人だけのお墓を希望する方、ペットと一緒にのお墓に入ることを希望する方、自分だけのお墓を希望する方。

お墓の在り方も個人的なものに変化していく流れは止められないと思います。

おひとりさまの仕舞いかた

認知症になる前に

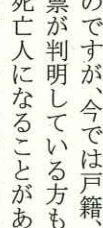
す。

おひとりさまにはご自身の最期を想像していただきたいのです。遺言を残す。死後事務委任契約を残す。具体的にこのような手続きをすることによってご自身を

家族・親族のいないおひとりさまの葬儀は誰が執り行うのでしょうか。行旅死亡人（親族が不明のため引取り手のないご遺体）は市

亡き後 残された人々が困ることが無きよう、ご自身に判断能力があるうちに準備や手続きをしていただきたいと思うのです。

区町村が火葬、その後自治体指定の無縁墓地に埋葬されます。元々は旅行中の方が亡くなった場合を想定したのですが、今では戸籍、住民票が判明している方も行旅死亡人になることがあります。この方は行き倒れます。

An illustration showing a person lying face down on a grey sidewalk. The person has a balding head with some grey hair and is wearing a brown jacket and dark pants. To their left is a small, dark brown, oval-shaped table with four legs. On the table are a glass of orange juice with a straw, a white container, and a pair of chopsticks. A newspaper is lying on the sidewalk near the person's head. In the background, there is a white trash can and some white crumpled paper on the ground.

ある高齢者の事例

私が行政書士として関係した、ある高齢の方の事例をご紹介します。秋子さん

がないため、葬儀を執り行うものがないのです。相続人がいないため相続財産の行き場がなくなるのです。家は空き家となり、お墓は無縁墓となり、荒廃が進みます。預貯金は休眠口座となり、このような口座の残高は、全国では1000億円近くになっておりま

(仮名) 85歳。3年前4歳年上のご主人が急性脳梗塞により、救急搬送先の病院でその日のうちに亡くなりました。秋子さんご夫婦は関西のご出身で、茨城県には50歳を過ぎてから越してきたそうです。お子さんはいませんでした。ご家族はご夫婦2人だけでし

た。親族や友人・知人が全くいない中、この場所が気に入ったという、それだけの理由で越して来たそうです。近所づきあいもほとんど無かったのですが、ご主人の救急搬送やお葬式などまだ十分な余裕がありました。しかしながら秋子さんとはこの提案を聞き入れることはありませんでした。ご主人と暮らした家に、一人で死ぬまで住み続けたいとの意向でした。

で、ご近所の方にはずいぶんお世話になったということでした。民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの支援が始まり、四九日を過ぎたころには秋子さんも日常の落ち着きを取り戻しておりました。私の仕事としては、まずこの方の相続の手続きを終わらせることでした。近在に親族の方は全くいなかったもので郵送により戸籍謄本等を取り寄せ、相続人を

長い時間をかけてお話を伺いました。そこで判明したことは秋子さんの一番の気がかりは、ご自身が亡くなった後の葬儀とお墓のことでした。子供のいないご夫婦ですので、ご主人は秋子さんの実家の菩提寺の永代供養塔に納められております。ご自身亡き後は、きちんとした葬儀を行ってほしい、ご主人のもとに納まりたい、実に切実な願いでした。

確定するのに3ヶ月を要しました。同時に相続財産の調査も行いました。その結果、預貯金、国債と有価証券、不動産等を合わせると驚くほどの相続財産が残されていることが判りました。

相続手続きが一段落したところで、親族が誰もいない秋子さんの今後のことの検討を始めました。支援している関係者の意見の大半は、高級な高齢者施設に入居しては如何か、というものでした。近在の最も高級な施設の料金を支払っても

秋子さんの意向により私は次のことを行いました。

◎ 死後事務委任契約書を公正証書にて作成し、葬儀・お墓の心配をなくしました。

◎ 認知症になる前に、ある団体に一定の財産を寄



付しました。

◎ 遺言書を公正証書にて作成し、ご自身亡き後、ある団体に全ての財産を遺贈することとしました。

死後の想いを叶えるために

ご自身亡き後のことを第三者に託す方法として遺言や死後事務委任契約などがありますが、簡易な方法もあります。お寺さんと葬儀やお墓のことについて生前契約を結ぶこともできます。大切なことは思いを叶える準備をすることです。医療・介護チームと連携を取り、各種サービスを利用し、ケアマネ、ヘルパー、在宅医、訪問看護師と常日頃から連携を取る。身の回りやお金・財産の整理をする。友人・知人と大切な書類のある場所の情報を共有する。エンディングノートなどに死後の希望を明記しておき、友人・知人、関係者に託すこと、等々です。

相続、遺言、
死後事務委任契約
について、電話での
相談は無料です。
Tel 029-212-8817
行政書士 田尾文義事務所
お気軽にご相談
ください。